

こどもえがおプラン ～出雲市こども計画～

令和7年度(2025)～令和11年度(2029)



計画策定の背景

国において、全てのこどもが、将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、「こども施策」の基本理念などを明確にし、社会全体で「こども施策」を総合的に推進することを目的として、令和5年(2023)4月に「こども基本法」が施行されました。

また、この「こども基本法」に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現をめざし、「こども施策」に対する基本的な方針、重要事項等について定めた「こども大綱」が、令和5年(2023)12月に閣議決定されました。

これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱※」が、「こども大綱」に一元化され、そうした中で、市町村は、国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされています。

「こども」とは

本計画における「こども」とは、「心と身体の成長の段階にある人」とし、18歳や20歳といった年齢で区切ることなく、こどもや若者のみなさん全てを対象としています。

「こども施策」とは

以下のような、こどもに関する取組などをいいます。

- ◆ 大人になるまで切れ目なくこどもの心や身体の健やかな成長をサポートすること
- ◆ 働きながら子育てしやすい環境づくりなど、子育てに喜びを実感できる社会の実現のため、子育てする人たちをサポートすること
- ◆ これらと一体的に行われる教育や雇用などの施策



こどもえがおプラン～出雲市こども計画～

「こども」＝こどもや若者のみなさん全て

子ども・若者計画

こども・若者育成支援についての計画

少子化に対処するための施策

少子化に対処するための総合的・長期的な施策の指針



「子ども」＝18歳まで

これまでの計画

いきいきこどもプラン
～出雲市子ども・子育て支援事業計画～

次世代育成支援行動計画

子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組についての行動計画

子ども・子育て支援事業計画

こども・子育てを支援する取組の計画

こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するための計画

本計画は「こども基本法」に基づき、「こども施策」を一体的・総合的に推進し、本市のこどもが、身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができるよう、こどもを中心に据え、子育て当事者や家庭、学校、職場、地域など社会全体で「こども施策」を推進するために策定するものです。

また、本計画は、現計画の「いきいきこどもプラン～第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画～」に、「子ども・若者計画」、「少子化に対処するための施策」の内容を加えた一体の計画とすることで、総合的に本市の「こども施策」を推進します。

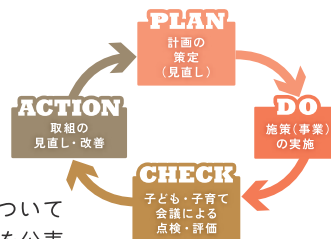
あわせて、こどもの状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするために、計画の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させます。

計画の進行管理

計画の適切な進行管理のため、毎年度、「出雲市子ども・子育て会議」

において、本計画に基づく施策の実施状況について点検・評価し、その結果を公表

するとともに、これに基づいて対策を実施します(PDCAサイクルによる進行管理)。この計画に定めた目標値等、必要がある場合は、令和9年度(2027)を目途に計画を見直します(中間見直し)。



※令和5年(2023)12月の「こども大綱」が閣議決定された時点の名称(令和6年(2024)6月)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、法律名及び大綱名等が改められた。



◆◆ 基本理念 ◆◆

こどもたち 一人ひとりが主人公

～誰もがみんな キラリ☆と光る 出雲力～

こどもたち誰もが、無限の可能性を持った、キラリと光る、出雲の力「出雲力」です。
こども一人ひとりが、夢と希望を持てる、自分らしく笑顔でいられる、主人公となるまちをめざします。

----- 基本理念を踏まえて、以下の **4つの基本方針** のもとで「こども施策」をすすめます。 -----

基本方針

1 ベース

こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

こどもを権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ります。また、こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます。

基本方針

2 サポート

ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援

こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。

基本方針

3 成育環境

全てのこどもが健やかに 成長できるまちづくり

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにします。

基本方針

4 社会環境

こども・子育てに やさしいまちづくり

若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現をさまたげるものを取り除きます。また、施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視します。

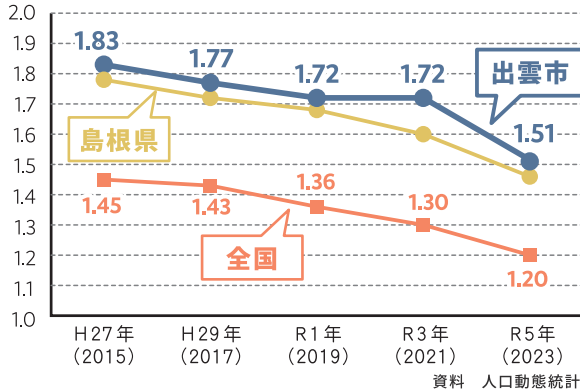


出雲市の状況

こども、子育て当事者の意見を聴き、課題やニーズを把握するため、データだけでなく、アンケートを行いました。(R6年度(2024)「子ども・若者意識・生活実態アンケート調査」)

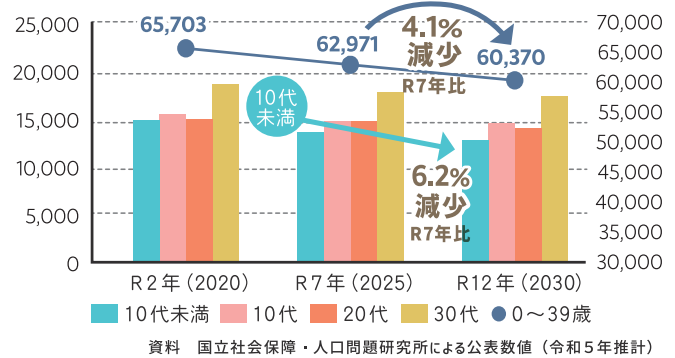
合計特殊出生率

全国や島根県よりも高い値で推移していますが、全国同様、減少しています。



こどもの将来推計人口

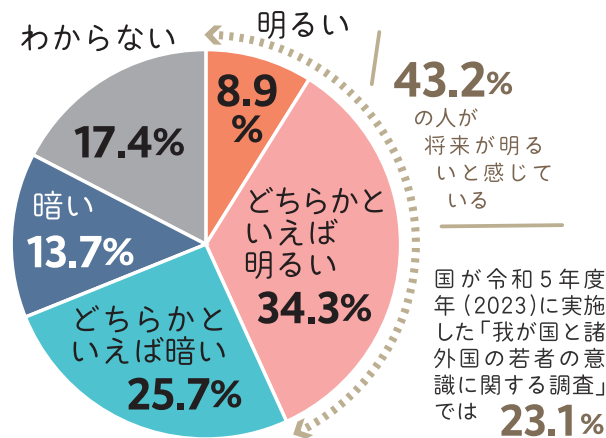
令和7年(2025)から令和12年(2030)にかけて、0～39歳人口は4.1%減少することが見込まれます。特に10代未満は6.2%減少と他の世代に比べて高い減少率となっています。



アンケート結果 (一部抜粋)

出雲市の将来について

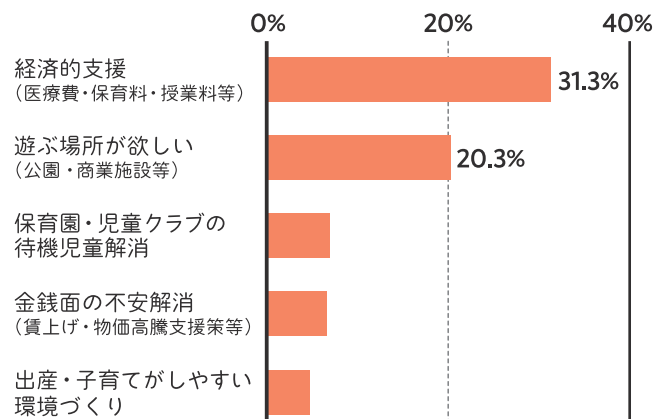
出雲市の将来が、「明るい」または「どちらかといえば明るい」を選んだ人は、43.2%で、回答理由で多かったのは、「人口が多いから」、「暮らしやすいから」などでした。



自由意見

(こどもに関することで出雲市に期待することなど)

妊娠・出産・子育てに関する意見や、こどもが住みたいまちづくりに関する意見など様々な意見がありました。



結婚・妊娠・出産・子育ては個人の自由な意思決定に基づくもので、いろいろな価値観や考え方を尊重することを大前提としたうえで、結婚・子育てを望む人の妨げとなっているものについて考察しました。

「一生結婚するつもりはない」と回答した人の割合

7.0%

国が令和3年6月に実施した「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」では

16.0%

希望するこどもの人数

1.81人

出雲市総合振興計画「出雲新話 2030」における、本市がめざす令和12年(2030)の合計特殊出生率は、

2.1

結婚・子育てに関する課題

結婚したいと思う相手が現れない

収入面の心配

妊娠・出産・子育てへの不安

子育てや教育に関する費用

性別役割分担意識の存在

仕事との両立が難しい

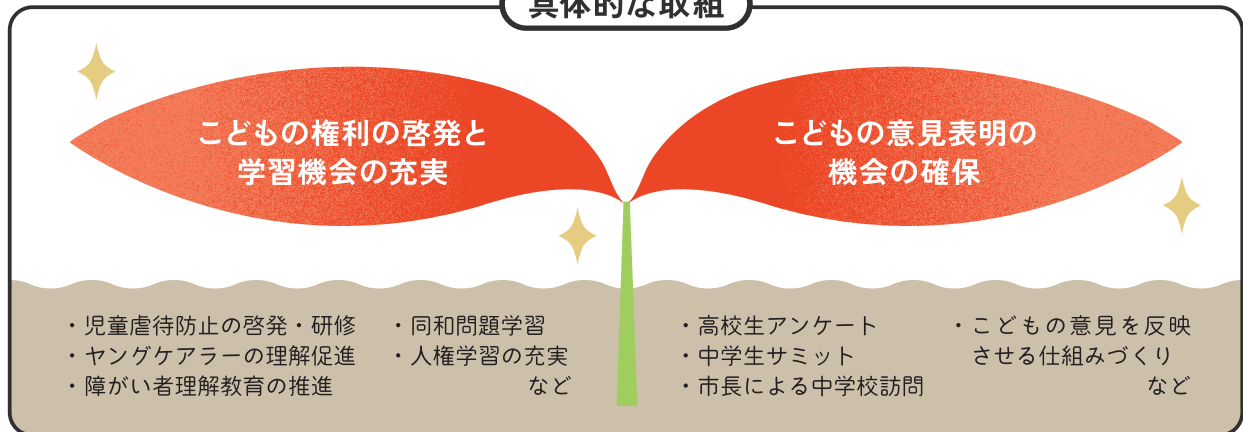
結婚を希望しない人が、結婚を希望するきっかけとなる理由や、こどもの人数を制限する理由についてアンケートで聞いた結果、様々な課題がありました。

こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

こどもを権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ります。

また、こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます。

具体的な取組



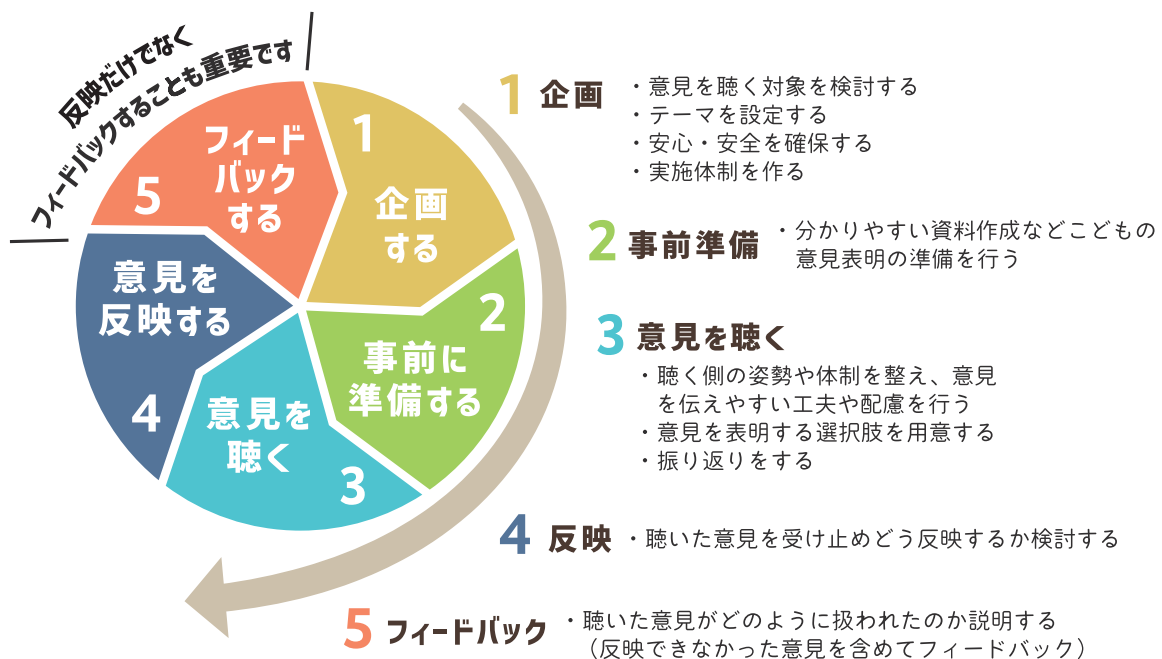
こどもの意見の施策反映

こどもも大人と等しく一人ひとり権利があり、声を出す権利があります。こども基本法においても、こども施策を策定、実施、評価するときは、こども、子育て当事者の意見を聴いて反映するために必要な対応をすることとされています。

「ともに出雲市をつくるパートナー」としてその意見を聴き、対話しながらともに社会を作っていくことが重要です。

組織として、こどもの「最善の利益」を優先して政策立案を行うことについて理解を深めるとともに、こどもの意見を聴き施策に反映し、フィードバックするための仕組みづくりを進めます。

こどもの声を施策反映させるための 5ステップ



意見反映の意義

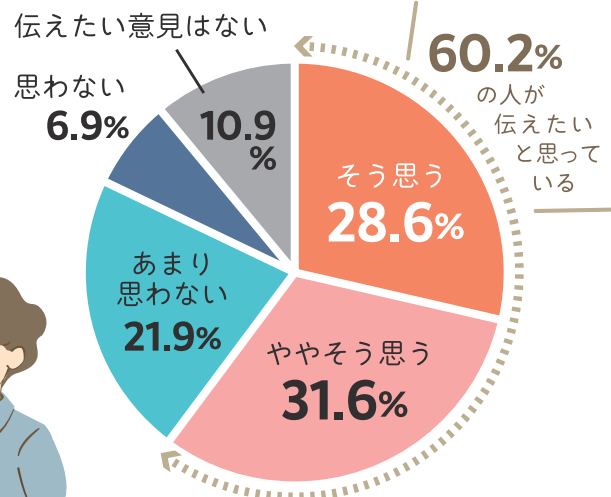
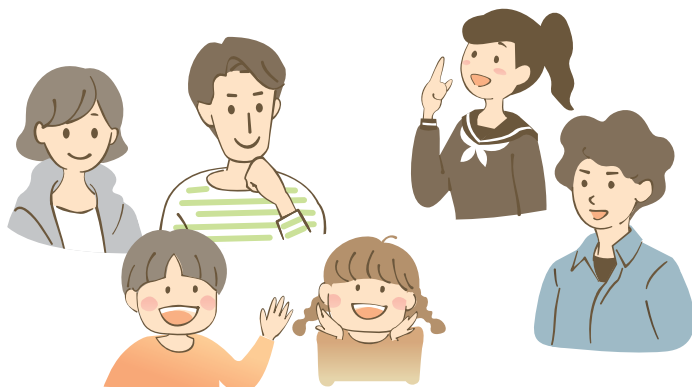
- ◆ こどもの状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになります。
- ◆ こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながると考えられます。

自分の意見について

問

出雲市に対して、自分の意見や
思いを伝えたいと思いますか。

資料：R6年度（2024）子ども・若者意識・
生活実態アンケート調査



基本方針

2

レポート

ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援

こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。

※具体的な取組については、次のページに掲載

成果指標（抜粋）		現状値（R5）	目標値（R11）
産後ケア事業	＜ 利用回数増への受け皿を確保します	191回	➡ 660回
乳児家庭全戸訪問事業	＜ ひきつづき出生児家庭への全戸訪問をめざします。	1,262人	➡ 1,220人
子育て支援センター	＜ 利用者数を増やします	延べ44,956人	➡ 延べ55,000人
保育所の待機児童（国基準）	＜ 待機児童数ゼロの継続をめざします	0人	➡ 0人
児童クラブ事業 未決定者	＜ 未決定者数ゼロをめざします	64人	➡ 0人
子ども・若者支援センターでの相談	＜ 復学・就労等による相談の終結を目指します。（相談終結者数）	2人	➡ 8人



妊娠期



出産期



乳幼児期

～ 小学校入学前まで



学童期・思春期

小・中学生、高校生年代



青年期

～ おおむね39歳



妊婦等包括相談支援事業

妊婦健康診査事業

妊婦教室

乳児家庭全戸訪問事業

妊婦・乳幼児健康相談

産後ケア事業



家事育児訪問サポート事業

安心してこどもを産み育てられる環境づくり

乳幼児健康診査

子育て支援センター



養育支援訪問事業

子育てサークル

子育てサポーター事業

こどもの生きる力の育成

ふるさと教育・キャリア教育

青少年育成活動

居場所づくり・仕事と子育てが
両立しやすい環境づくり

放課後児童クラブ

保育所等での小学生受入

子ども食堂への助成ほか居場所づくりの推進

学生就職支援



こども家庭センター

ファミリーサポートセンター

子育て短期支援事業

しまね子育て応援パスポート「こっころ」の交付

児童手当

乳幼児等医療費助成

認可保育所・認定こども園・幼稚園等

延長保育、一時預かり事業、病児・病後児保育等

幼稚園預かり保育事業

幼児教育の充実・育ちの環境

保幼小連携の取組

年中児発達相談事業・
発達クリニック

子ども医療費助成

就学援助制度・奨学金制度

学力の向上・学びの環境

ICT 活用教育

外国語指導



不登校やいじめなど困難や
悩みを抱えるこどもへの支援

不登校相談員の配置・相談窓口の設置など

子ども・若者支援センター

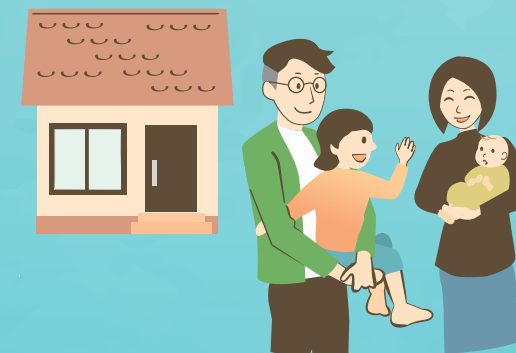
男女の出会いの場の創出



結婚相談

福祉総合相談支援事業

新婚世帯・子育て世帯への移住・定住支援



妊婦のための支援給付

不妊・不育症治療費の助成



全てのこどもが健やかに成長できるまちづくり

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにします。

具体的な取組

こどもの貧困や虐待・ヤングケアラーに関する取組

- こどもの学習・生活支援事業
- ヤングケアラー相談窓口
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童虐待相談
- など

外国にルーツを持つこどもの支援

- 外国籍児童加配職員雇用補助事業
- 多文化子育て支援事業
- 日本語指導員、日本語指導補助員の配置
- 外国人住民の就職支援
- など

発達支援、障がい児等への支援

- 心理相談員等による巡回訪問
- 年中児発達相談事業
- 就学相談、特別支援教育の推進
- 通級指導教室の充実
- 医療的ケア児の支援
- など

こどもの健康・体力づくり

- 乳幼児健診、乳幼児相談、健康教育、子育てひろば
- 食育のまちづくり事業
- 感染症対策
- など

成果指標（抜粋）		現状値（R5）	目標値（R11）
児童虐待防止推進研修会	＜受講者数の増加をめざします	186人	➡ 215人
ヤングケアラー相談窓口	＜支援につなげます（相談受付件数）	7件	➡ 20件

こども・子育てにやさしい まちづくり

若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現をさまたげるものを取り除きます。

また、施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視します。

具体的な取組

子育てしやすい社会環境づくり

- 雇用の場の確保等
- 出会い・結婚支援、移住・定住支援
- 働きやすい職場環境づくり
- 人材の確保・育成等
- こども・子育て世帯に向けた情報発信
- こどもや子育てを応援する意識の醸成
- デジタルを活用した子育て世帯への支援

子育て当事者（親・保護者）への支援

- ひとり親・女性への支援（母子・父子自立支援員の配置／女性相談 など）
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減（妊婦のための支援給付／乳幼児・子ども医療費助成／児童手当／保育料等の減免／就学援助制度 など）

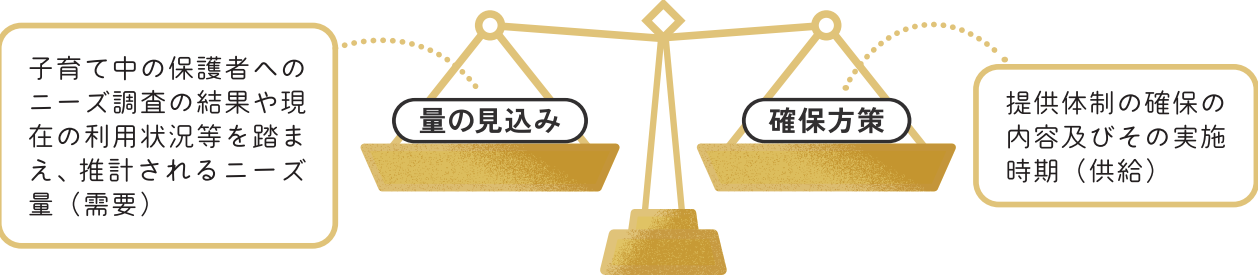
こどもの安全・安心の確保

- 通学路の危険箇所の点検実施
- 公園（遊具等）、文化・スポーツ施設の改修 など

成果指標（抜粋）		現状値（R5）	目標値（R11）
ワーク・ライフ・バランスの認知度	＜認知度向上をめざします	66.1% ※R2	➡ 70% ※R8
公式LINEの子育て情報登録者数	＜登録者数の増加をめざします	1,583人	➡ 4,300人

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国の子ども・子育て支援制度の補助対象となる教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）及び地域子ども・子育て支援事業（19事業）について、令和7年度（2025）から5年間の「量の見込み」及び「確保方策」を年度ごとに定めます。
（以下、計画中の「量の見込み」及び「確保方策」を一部抜粋して掲載）



教育・保育（保育所・幼稚園・認定こども園）の量の見込みと確保方策 （単位：人）

年度		入所状況 R6(2024).3.1	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
ポイント ① (幼稚園)	①量の見込み		781	772	759	728	714
	②確保方策	幼稚園	833	2,325	2,325	2,325	2,325
		認定こども園	95	100	100	100	100
		計	928	2,425	2,425	2,425	2,425
	②-①		1,644	1,653	1,666	1,697	1,711
ポイント ② (保育所等)	①量の見込み		6,009	5,906	5,821	5,653	5,567
	②確保方策	認可保育所等	6,246	5,602	5,668	5,719	5,760
		認定こども園	332	325	325	325	325
		認可外保育所	251	270	270	270	270
		計	6,829	6,197	6,263	6,314	6,355
	②-①		188	357	493	702	788
計	就学前児童数		8,355	8,224	8,110	7,893	7,772
	①量の見込み		6,790	6,678	6,580	6,381	6,281
	②確保方策	幼稚園	833	2,325	2,325	2,325	2,325
		認定こども園	427	425	425	425	425
		認可保育所等	6,246	5,602	5,668	5,719	5,760
		認可外保育所	251	270	270	270	270
	計	7,757	8,622	8,688	8,739	8,780	8,780

- ポイント**
- ① 幼稚園・認定こども園・認可保育所等、いずれも利用定員を確保方策の人数としています。（なお、利用定員については、今後の人口減少・少子化を見据え、地域の状況等を踏まえた柔軟な定員変更制度の構築に向け検討を進めます。）
 - ② 市全域を一つの教育・保育の提供区域として設定しますが、地域ごとの今後の人口推計等を踏まえ、計画本編には、参考資料としてそれぞれの地域の量の見込み及び確保方策を掲載しています。
 - ③ 地域や施設種別によっては、量の見込みに対して不足しており、その不足に対しては、年度当初からの「定員の弾力化」の活用や、確保方策に余裕がある近隣の地域での受入れにより、総量としては対応が可能と見込んでいます。
 - ④ 認可保育所・認定こども園においては、令和7年度（2025）当初の「定員の弾力化」により満たした受入れ見込み数や入所未決定児童数を基に、定員増が可能な既存施設について定員増を図り、量の見込みに対応していきます。
 - ⑤ 現状の施設での定員増が難しい場合においては、増改築等の施設整備を伴う定員増も含めて、量の見込みに対応していきます。
 - ⑥ 令和7年（2025）3月に策定した「今後の市立幼稚園のあり方に関する基本方針」を踏まえ、今後、確保方策について随時見直しを行います。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に、放課後や長期休業期間中に遊びや生活の場を提供する事業。市設置の児童クラブと社会福祉法人等が設置する児童クラブがある。

ポイント
4

(単位：人)

区分	R7 (2025)			R8 (2026)			R9 (2027)			R10 (2028)			R11 (2029)		
	利用者数		施設数	利用者数		施設数	利用者数		施設数	利用者数		施設数	利用者数		施設数
	1～3年生	4～6年生		1～3年生	4～6年生		1～3年生	4～6年生		1～3年生	4～6年生		1～3年生	4～6年生	
①量の見込み	2,336	271		2,369	268		2,398	277		2,430	272		2,431	274	
②確保方策	2,612	303	48	2,636	299	50	2,658	307	51	2,693	302	52	2,719	306	53
③=②-①	276	32		267	31	-	260	30	-	263	30	-	288	32	-
④量の見込み	1,239	70		1,282	67		1,310	72		1,353	72		1,388	74	
⑤確保方策	1,239	17	8	1,282	45	10	1,315	72	11	1,365	72	12	1,431	74	13
⑥=④-⑤	0	▲53	-	0	▲22	-	5	0	-	12	0	-	43	0	-

※①～③は市全体、④～⑥は未決定が生じる見込みのある一部の校区を対象とした内数。



ポイント

ポイント
1

児童クラブの入会申込率及び利用者数は、核家族化の進展や共働き家庭の増加等により年々増加しています。

ポイント
2

各児童クラブの施設面積から算出した入会可能人数を確保方策の人数としています。

ポイント
3

施設数や受入枠については、令和7年度(2025)の学校の再編統合に伴う市設置児童クラブの減や、市設置児童クラブの整備・支援単位の分割、民設児童クラブの参入等による増を見込んでいます。

ポイント
4

利用者数の増加に対応するための受入れ枠の拡大(市設置クラブの整備、人材確保対策、法人参入の推進等)に向けた課題に対し、運営委員会を中心としたワーキンググループにおいて対応方を検討しました。今後、この検討結果を踏まえ、市として受入枠拡大に向けた対策を進めていきます。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等に通園できる事業。 ※本市においては令和8年度(2026)から実施予定。

ポイント
2

量の見込み・確保方策

年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
①量の見込み	19人日	19人日	19人日	19人日
②確保方策	19人日	19人日	19人日	19人日
③=②-①	0人日	0人日	0人日	0人日



ポイント

ポイント
1

量の見込みは、国基準の算出方法で、本市の状況も考慮し、算出しています。

[本市の状況]

未就園児割合：35%(国：60%)・一時預かり事業実施率：98%(国：29%)

ポイント
2

国から今後示される事業実施要綱等を踏まえ、令和8年度(2026)の実施に向け、事業内容について関係機関と協議します。

子育て世帯訪問支援事業【新規】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業。

※本市においては、令和7年度(2025)から実施予定。

量の見込み・確保方策

年度	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
①量の見込み	240人日	480人日	480人日	480人日	480人日
②確保方策	240人日	480人日	480人日	480人日	480人日
③=②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日



ポイント

ポイント
1

量の見込みは、対象世帯数を10人、平均利用日数を48日として見込み、480人日とします。(延べ)